

新宿区次世代育成協議会条例

平成17年3月24日

条例第18号

改正 平成19年6月21日条例第47号

平成27年3月23日条例第18号

(設置)

第1条 新宿区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策(以下「次世代育成施策」という。)の総合的かつ効果的な推進を図るため、区長の附属機関として、新宿区次世代育成協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次世代育成施策に関する重要な事項について協議する。

- 2 前項に規定するもののほか、協議会は、次世代育成施策の推進を図るために必要な事項について、区長及び区内の関係行政機関に対し、意見を述べることができる。
- 3 前2項に規定する協議会の所掌事務には、新宿区子ども・子育て会議の所掌事務に該当するものを含まないものとする。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員43人以内をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 3人
- (2) 区民 3人
- (3) 事業者(法人その他の団体にあつては、その構成員(次号に掲げる者を除く。))
1人
- (4) 労働組合の組合員 1人
- (5) 地域活動団体の構成員 20人
- (6) 教育、保健、福祉等の関係者 8人
- (7) 関係行政機関の職員 7人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 協議会は、次世代育成施策に関する特定の事項について調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。

5 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を部会に出席させて意見を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(平成17年5月24日規則第107号により、平成17年6月23日から施行)

- 2 委員の委嘱及び任命のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成19年6月21日条例第47号)

- 1 この条例は、平成19年6月23日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区次世代育成協議会条例第3条第3項の規定による委員の委嘱及び任命のための手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成27年3月23日条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(平成27年5月7日規則第54号により、平成27年6月22日から施行)